



日本における「議論」I：一般的概略

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 杉山, 雅夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00011167

日本における「議論」I

—— 一般的概略

杉山雅夫

序

前回の論の中で私は、日本における学問、とりわけ欧米的精神科学における、創造性、独自性に対する模倣性、さらに、自己反省に至ることのない自己撞着性、遊戯性を日本のレトリック研究の受容を例にして指摘した。そして同時にこうした模倣性や遊戯性が少なくとも我々日本人の意識の中では必ずしも否定的な意味合いを持つものではない、という可能性についても触れておいた。「まねぶ」という言い方や、「虚学」という表現の存在自体、こうした可能性を裏付けるであろう。

しかしながらこうした個々の事例から推測される、学問理解の文化ごとの多様性という事実は、相互の隔たりの大きさにもかかわらず、日本の学問の文脈の中でその前提条件として考えられる事は極めてまれであったと言わざるをえない。もし学問が「世界を解明する手段」であるならば、自らの前提条件についての無知はすでに自己矛盾である。しかし、我々の学問は本当に「世界を解明する手段」なのであろうか。我々は本当にそう考えているのだろうか。しかし私はこうした最終的な結論に至る前に、いまひとつ別の視点から日本の学問について考えてみたい。すなわち私は日本の学問を、議論という点から考えてみたい。無論、argument, argumentieren (あるいは discuss, diskutieren も含めて) という意味での議論を学問のための不可欠な構成要素である、と考えるのは欧米的な前提を借りている。学問的成果の客観性を保証するための検証の場としての公の場での議論は、少なくとも近代自然科学成立以降のヨーロッパの学問にとっては、不可欠な学問的前提である。しかしこれにはそれなりの歴史的過程が存在した。

学問的成果が客観的でなければならない、という学問の内的要請はひとつのヨーロッパ的な歴史的帰結ではあっても、文化的な学問理解の違いにより必ずしも一般化しえないかもしれないのである。

ところでこうしたヨーロッパにおける学問的成果の客観性は、真理という概念と通底している。客観的であるとみなされた学問的成果は、とりあえずは、疑い得ないもの、すなわち真理として社会的に蓄積され、知的な体系を築いてゆく。またこうした真理を信ずるということは、学問活動の遂行者である理性 (reason, Vernunft) を信ずる事に他ならない。その際理性が、理性的であるためには、理性は公 (すなわち相対する二者以上) の場での議論を通して、それを立証せねばならないのである。こうして議論と真理と理性の三者はわかちがたく結付いている。また、こうした三者の連携の上に立つ知の創造とその検証、確定という過程は、歴史の直線的な展開を前提している。すなわち、世界は次第に解明され、歴史は進歩してゆくということである。

こうした点からすれば、学問上の手続きの一つとしての議論のありかたを、日本ヨーロッパという異文化間の学問において対照的に見ることは、それぞれの学問理解そのものにおける問題点をより明確にし、その克服を模索することにも繋がるであろう。当然の事ながら、この場合のヨーロッパ的な議論のありかたは、単なるひとつの指標に過ぎず、規範ではないことを確認しておきたい。

〈日本における「議論」の定義〉

議論というものは普通、ある事象について判断や決定を下すために複数の個人によって行われるコンセンサス形成のための過程として考えられる。当然議論の過程においては議論の参加者間での様々な意見の対立が予想される。しかしそうした対立は意見交換のかけひきを通して、次第に一定の方向にまとまってゆく。そして結果的には、議論の参加者のそれぞれの意見が反映した結論が導きだされる、という形態が考えられる。

しかしながらこの論においては、いわゆる「議論」に単に辞書的な定義を与えることではない。この論の意図は、我々が議論という言葉のもとに

日常的に行っているものが、本当にその言葉の辞書的な意味に対応しているものなのか、もし対応していないとすればどういう理由からなのか、ということをお我々のいる社会的文脈から考えることにある。

実際、我々が日本の現実において体験する議論は、往々にして上で述べたような辞書的な形態をとらないことが極めて多い。我々にとっての「議論」は、例えば実際には「根回し」という形で行われる。我々にとって周知の「根回し」とは、上で触れた議論という形態とは本質的に異なるものである。すなわち、「根回し」とは、「ある問題を解決し方針を決定するための公式の会議に議題として取り上げる事前に、一定の方向なり結論あるいは決定について、あらかじめ同調する会議メンバーたちのあいだで」もたれた「私的な会合」を通して、あるいは「メンバーのひとりずつに個人的におこなわれ」た接触の結果、「一致した意見をつくり上げ」、「それをあくまでメンバー間の秘密として守り、やがて公の会議では、その仲間の意見が多数を占めて通るようにする」⁽¹⁾という行為である。初めに述べた模範的とみられる議論の形態からすれば、「根回し」とは、公の席での一回的な意見交換と説得工作への努力（とりわけ、根回しの荣誉に与らなかった少数派の主張）を空洞化し、公の席での議論自体を単なる儀式と化してしまうように見える。しかしこの「根回し」が「日本の組織では、官庁、企業体、学校その他あらゆるところで」「盛んに行われている」⁽²⁾という事実は、「根回し」が必ずしも否定的に考えられていないということの意味しているのではないだろうか。「談合」あるいは「相談ずく」もこの「根回し」の延長線上にある日本的「議論」のバリエーションと考えられよう。

「議論」という言葉のもつ、ある意味で襟を正した模範的なイメージに対して、「根回し」という言葉はなにやら我々にとってうしろめたさを伴いながらも、現実みを帯びたもの、どうしようもないものとして存在する。「うしろめたい」というのは、公の場でのある事柄の決定というものは、前提として結論が実際に未定であり、その場での納得のいく合意の形成によって結論が導きだされるべきである、という「建前論」によるものであ

(1) 南 博、「日本の自我」、202ページ、1985年（第4刷）、岩波書店。

(2) 同上。

り、「現実みを帯び、どうしようもないもの」として認知されるのは、「根回し」は我々の日常的な物事の決定の際に必然的に伴わざるをえないもの、すなわち「本音」と考えられているからではないだろうか。このように「議論」という言葉の持つ中性的なイメージは、日常的な文脈においてみると、そのもとに現実に行われている事象との対応関係において極めて曖昧なものとして見えてくるのである。

我々は「議論」という言葉の定義から出発して、この言葉に纏わる相矛盾したイメージに到達した。すなわち、「議論」という言葉自体は模範的な意志決定の過程を提示しながらも、日常的場面においては「根回し」などといった極めて日本的な行為と換骨奪胎され、すり替えられ、全く別の原理によって行われているのではないか、という疑いが生じるのである。この点からして、日本における「議論」を考えるために、argument や discuss の翻訳語的な意味合いをもつ「議論」という西洋的な規範的概念から出発するのは、我々の議論の現実を明確化するには必ずしも適切なものではないのである。むしろ問題は、なぜ我々は我々の日常的な「議論」の形式である「根回し」やそれに連関する日本的観念を「議論」一般を代表するものとして用いず、西洋的な意味合いを含む「議論」という言葉を使うのかということであろう。

さて上でみたように我々は日本における意志決定の過程（いわゆる「議論」）を明確化するためには、価値基準を西洋的概念に求めるのではなくて、日本における社会的価値の連関の中から「議論」を構成する原理を導きだしてゆかねばならない。この日本における「議論」を考えるにあたって私はまず、我々の「議論」に深い関わりがあると考えられる、いわゆる「本音」と「建前」という二つの概念について考察してみたい。

＜本音と建前＞

a. 定義—公と私の立場とその原理的な相互依存性

一般的に「本音」とは、「本心からいう言葉」あるいは「本当の気持ちをいうことば」⁽³⁾であり、「建前」とは、「本来的なこととして決まっている方針、原則など」しかも実際には、「表向きの方針」⁽⁴⁾、あるいは「表面的な原

則」⁽³⁾である。「本音」と「建前」はある一つの事象をめぐる複数の異なった、往々にして全く矛盾した、態度表明である。こうした現象はすでに日本においては文献的に江戸時代においても確認されている⁽⁴⁾。本音は、往々にして背水の陣の場面、あるいは信頼し得る仲間同士間における「まことの心」の吐露であり、純粹で犯し難いものなのであり、論駁さるべき対象とは普通考えられていない。これに対して建前論は表向きの議論、すなわち往々にして対立するグループに向けての、あるいは不特定多数の人々に対する公の場での議論で反論を予想している。また、本音論の立場からの、「それは建前論にすぎない」という非難は、対立者の議論の根拠を極めて有効に抹殺することもできる。「建前論にすぎない」ということの意味は、ある発話者の言説が「問題の微妙な、そして現実の起伏を捕らえていず、既成の論の適応があまりに杓子定規であり、それゆえ無効である」というほどの意味である。すなわち建前論という言葉にはすでに否定的な意味合いが含まれている。

本音と建前は、また二つの異なった価値評価の原理でもある。しかしこの二つの原理は、ある特定の事象に関して極めて矛盾対立した価値判断を下すことが多いにもかかわらず、他方では相互補完的に働く依存関係の上に成り立っている。例えば、建前論が強いられる状況、つまり改まった公を意識した場所で、ある話者によって $A=A$ が主張される。この同一話者は、本音論が許される場において同一のテーマについて、 $A \neq A$ 、すなわち $A=B$ あるいは $A=C$ を主張することができるのである。この話者や彼に心理的に近い聞き手が、そのような、ある同一事象に関する往々相対立する主張を、自己矛盾や自己欺瞞とみなすことは稀であり、それよりはその場その場に応じた適切な対応として、あるいは公の見解と異なる判断を近くの者に特別に示すことに対して、それが積極的に評価されるのである。

(3) 「日本国語大辞典」, 日本大辞典刊行会, 1975年, 小学館。

(4) 同上。

(5) 「国語辞典」, 久松・林・坂倉, 1979年, 講談社。

(6) 南 博, 同上 203-204ページ。

b. 制度上からみた乖離

「議論」は、各々の議論の参加者の言説によって成り立つが、言説とは世界観の表明である。すなわち議論とは世界認識の方法と直接関わるものである。こうした意味で、極めて重要な議論の構成要素である「本音」と「建前」も世界認識と深く関わっている。

世界認識の単位である様々な概念、とりわけ公的な概念を考えてみれば、そこには概念の持つはずの意味とその下に実際に行われている、あるいは理解されている実質的内容との乖離が日常的な次元ですでに多く見出される。そうした概念には例えば、自由、自然、個人、平等、現実、学問、教育等々がある。こうした概念の特徴は、極めて頻繁に日常的に用いられるにもかかわらず、それぞれの言葉のもとの意味の明確な社会的な合意が存在しない、あるいは個々の論者によって意識的無意識的に無視されるゆえに、問題の解決よりはむしろ議論に混乱をもたらしがちであるということである。このことを具体的に考える一例として、権利という概念をとりあげて検討してみたい。

「権利」は明治時代以降に right, regt, Recht といった西欧語の翻訳語として新しく作られ広まった言葉である⁽⁷⁾。そしてこの言葉はとりわけ第二次大戦後、否応なく日本国憲法を基本に構成される日本の法制度を支える重要な概念となった。権利とは、辞書のうえでは、「法によって護られた個人の利益」であり、権力と拮抗するものとされている。すなわち権利とは、国家と個人あるいは個人間において生じる権力関係と緊張関係にあるものといえる。すなわち権利とは、さまざまな権力の行使のありうる社会のなかで生きる個人としての存在には欠かせないものである。とりわけ「ヨーロッパの用語の伝統では、〈法〉と〈権利〉とは同一のことば (Recht, droit, diritto, derecho, Право 等) で表現されてきた」⁽⁸⁾。つまり「〈法〉と〈権力〉とは、同一の社会現象をそれぞれ別の側面から観念したものにすぎない」⁽⁹⁾。そして「法は〈権利〉を単位として構成され、また適応され

(7) 柳父 章、「翻訳語成立事情」, 149ページ以降参照, 1982年(第4刷), 岩波書店。

(8) 川島武宜, 「日本人の法意識」, 1987年(第25刷), 岩波書店。

(9) 川島武宜, 同上。

る」¹⁰⁾ものとされている。

しかし問題は我々日本人にとって「伝統的に」「＜権利＞」の観念が欠けている¹¹⁾という点である。例えば我々にとって、「権利を主張する」という表現は、必ずしもいい意味をもつものでもない。それは「表だったことをする」、ときには「我欲を張る」ということでもあり、「丸くおさめる」という本音の感情に抗うということにも通じるものである。権利は、個人を単位とする市民社会を前提としているものであるが、我々の前提とするものは、むしろ知人や会社といった幾つかの匿名に近い集団から成立している「世間」である。また公には権利と表裏一体をなすべき法も、我々の観念においてはむしろ、国家権力の側にあって、我々を脅かすものなのではあるまいか。法は公の監視が存在しないところ、すなわち本音の領域においては破ってもいい、あるいは破ったほうがいいものなのである。すなわち、権利や法といった概念は、その現実的な制度的存在にもかかわらず、我々の日常意識においては馴染んでいるとはいいい難い存在なのである。我々の意識の内にある「法」（あるいは「権利」）のこうした矛盾したありかた、「建前」と「本音」は、立法の中枢にいる官僚から歩行者の振舞いに到るまでよく観察されるところである。こうした、とりわけ社会生活に関わる場面で我々が日々体験している建前と本音、すなわち表面的な原則の定立とその原則の現実の場での無視、あるいは随意の変更といった両者の乖離の度合いは、日本社会の近代化すなわち欧米化の進展によって、その度合いをますます増してきたものなのではあるまいか。すなわち政治的軍事的な必要性からの明治開国に起因する欧米の思想やそれに基づく制度化による「国家生活の統一的秩序化」¹²⁾が広くまた厳密に行われれば行われるほど、それと思想界あるいは日常的レベルにおける「＜無秩序＞な疾風怒濤」¹³⁾状態は、ますます深くなったのである。あるいはまた、こうした制度と意識との亀裂は、欧米的な既成のシステムによった社会的構造化が、立

(10) 川島武宜、「日本人の法意識」、1987年（第25刷）、岩波書店、31ページ。

(11) 川島武宜、同上、15ページ。

(12) 丸山真男、「日本の思想」、10ページ、1988年（第44刷）、岩波書店。

(13) 丸山真男、同上。

憲君主制であるとか民主主義であるとかいうように、国家により二者択一のない政治的必然として導入され、その本来の異質性が巧みに隠蔽されればされるほど大きくなることは当然である。なぜならこうした乖離は意識的な文化的社会的反省を通してのみ埋められるからである。

c. 世界観的背景

ところで、すでに触れたように、建前論と本音論を表面上区別するものの一つは、建前論が論理的分析的で一般性をもっているという印象であり、本音論はそれに対して、融通無碍であり、一般化を原則として避けようとするということである。建前論において認識され、描出される世界は、たとえそれが実際にはそうした実質を伴わないことがあるにせよ、万人に見通しの良い理路整然とした構造を前提としている。そしてこの明瞭に構造化された世界は、逆にまた言語化を介して世界をさらに明瞭に分節化してゆくことを可能にしうる、ということを前提にしている。こうした世界観、認識論は多くのいわゆるリベラルな知識人の暗黙の前提を形成していると考えられる。これは、原則的に言語を通じての世界の構造の明確化の可能性の共有というものを、議論をしようとする対話者間の前提とする、欧米的な議論概念によっている。

これに対して、本音論は公の場の原理である一般化を回避しようとするものである。実際の意志決定の場において、「原理論」はしばしば心理的圧迫として意識される。そして本音論においては、原理とはあくまで仮のもの、すなわち、原理はその場その場に応じて「適当に」形を変えて適応されるのが正しいのであり、原理の変更が社会規範に反するものであるとか、不平等を生むものであるなどは意識されない。またそうした意志決定の場合、原理の変更についての分析的論理的な理由付けは必要ない。なぜならこうした手続き自体、すでに認識の一般的原理化を前提するものだからである。いってみれば、本音論の世界を構成するのは、一般化を拒否する、原理原則化されることのない「現実」である。この「現実」は日常的な場においては、運命論的な意味あいでも用いられる。すなわちそれは我々のコントロールの及ばないものであり、かつ我々を否応なく巻き込み、連れさ

るものである。この「現実」は我々の「自然」観と通底している。「自然」は、伝統的意味においては、「自ずからそうになっているさま」、あるいは「天然のままて人為の加わらぬさま」である。ここにおいては人間は、自然と対峙し自然を分節化する動的主体ではなく、自然の一部にすぎず、「あるがまま」の存在であることが良いのである。すなわち、自らの認識活動によって自己分析あるいは世界の認知的構造化を行なうことを放棄する、すなわち「ことあげ」をしないのである。こうすることにおいて、「客体・主体という対立を消し去ったような、言わば主客未分、主客合一の世界」¹⁴⁾が確保される。我を含む自然は「主客未分」のまま、すなわち我々を巻き込みながら、そして「人為の加わらぬまま」、つまりそれは我々にとって未知の原理の上に成り立ちながら、いずれかの方向へ展開してゆくのである。こうした無原理の原則の上に立つ歴史のなかで、生じてくる個々の事象はその共通性において一般概念化されるよりは、それぞれの事象のもつ一回性において評価意味付けがなされる。それはたとえば、天皇を論じる際に、「天皇」が天皇制やその政治的機能といった通史的に概念化された形で論じられるよりも、何々天皇のどこそこでの特定の行ないに興味がより集中するといったように神話的な言語フェティシズムが作用している。

「本音論」に密かに前提されるこうした不明な「世界認識」は、「建前論」の標榜する「議論」を極めて困難なものにすることになる。なぜならそこにおいては、両者の間に共通の世界理解が存在しないことになるからである。「建前論」の前提になる、言語化による世界理解の可能性と新たな構造化への期待は、「本音論」の言語化への拒否のかたくなさ、世界の非合理化への意志の前に、阻まれる。これに対し、「本音論」の価値基準からは、あらゆる非合理的存在、我々が議論として言語化できないもの、あるいは公の場において言語化したくないものすべてのものに、そのままて存在権が確保され、しかも日本的「心情」などという正当性すら与えられるのである。当然のことながら、こうした「言語合理化に抗う原理」でもある「本音論」は、合理化一般化である、近代化西欧化といった「時代の

14) 柳父 章、「日本の思想」、1988年（第44刷）、岩波書店、133ページ。

潮流」にはずれた、あるいはそうした時代の流れが掬い切れなかった部分を代弁する機能をももつ。同時にこれは、日本のイデオロギーである、「日本人の美的感性」（言語化を拒否する）や、伝統的な神道的アニミズム（合理化できない）に通底している。

d. 「議論における役割」

ところで「建前・本音」をめぐる議論をさらに複雑にしているのは、すでに述べたように、このふたつの価値評価の原理のそれぞれが、ある特定のグループによってそれぞれ独占されているというわけではなく、それぞれのグループまたは個人が、程度の差こそあれ、このふたつの原理を共有している、ということである。すなわち、ある特定の個人において、建前論から本音論への移行、あるいは本音論から建前論への移行、さらにはまたそれら両者の共存、といったことは日常茶飯事に行われているからである。例えば、公的な場を意識した議論が、複数の対話者間で行われている場合、一方の話者が一方的に建前論から本音論に移ることもありうる。もう一方の話者は建前論に固執することもあるし、同様に本音論に移行すること（すなわち「なれあい」である）もある。しかしながら、まさにこうした予期し得ない、対立する相手方の側の原理の突然の乗り換えは、「議論」の安定した土台、議論一般の意義を破壊してしまう。なぜなら、「議論」として公に認知された建前論（そもそも、いわゆる「議論」というものが成立するとすれば、対話者間の共通理解を前提とする「建前論」においてのみである）を前提として構築されてゆく議論は、突然の「本音論」のまえに、貫徹する力を失ってしまうからである。建前論は本音論に拮抗しえない。なぜなら、本音論は議論をしない、つまり言語化あるいは論理的分節化をしないものだからである。一般化を目指して行われる「議論」が、分析や事象の明確化を拒否する「私的領域の約束ごと」である「本音」の世界へ下降し、無意味化される、という不断にある可能性は、建前論による「議論」そのものの存在意義を軽いものにしてしまうのである。こうして「本音論」は我々の内に決定の支配権を握ることになる。本音の話し合いにおいて、対立する双方のグループ間には、社会的建前、上下関係や社会

的地位を一応離れた、虚構であれ、ある一帰属感の下に共同体意識が形成される。ここで、対話者間の意志決定の前提となるのは、その場の状況にのみ依存した、私的で一回的な規範の設定、つまり「議論」のための一時的な取り決めである。こうした仮の取り決めは、お互いの多少の制限、損失を呑みながらも、最終的には対話者双方の相互的な利得の拡張を目的とする。その際にそうした取り決めは、普遍化への配慮を等閑に付された私的空間における了解によってなされるために、往々にして、一般的規範、例えば法律などを結果的に度外視することになる。そこでの「議論」を決定づけるのは、社会性を逃れた、一時的に醸し出された「場の雰囲気」であり、これが損なわれない限り本音の「議論」は続き、なんらかの妥協案がだされる。論理的な一貫性や問題の一般的明確化はここでは避けられる。なぜなら、これらが徹底化されることで、曖昧にされた双方の利害関係の対立化が助長されるだけでなく、無視したはずの社会的規範が再び顧慮されざるをえなくなり、そのことで、せっかく成立した「場の雰囲気」が破壊されてしまうからである。

こうした社会的一般化や公的な制度を等閑に付してしまおうとする「無原則の原理」である「本音」の原理は、しかしながら、いつも否定的に働くばかりではない。本音はまた、建前論が事実上はっきりと特定の政治権力の様相を帯び、あからさまな強制力として働く時には、その本来の原理に基づいて、反体制的感情として働く。しかしながらまた、一方でこうした個々の感情は、一般化され組織化されることを嫌い、そのため権力装置としての官製の建前論に対峙するまでにはいたらず、併呑されてしまうのが常である。

本音の原理はまた日本的に解された「自由」という言葉、すなわち、社会における個人を前提とし、社会によって制限されるという原則の上になつた自由ではなく、「無礼講」つまり、あらゆる制約を無視し、やりたい放題をするという、了解を前提にしているようである。

<日本における「議論」の構成の枠組み>

さて今まで、日本における「議論」の出発点をなすと思われる建前論と

本音論を幾つかの観点から考察してきたが、この二つの世界認識の原理の上に成り立つ我々の「議論」は、どのような構成の上に成り立っているのであろうか。うえに述べた事から、その構成を図式化した形で考えてみたい。

まず説明を容易にするために、議論の「一般的」なモデルを考えてみよう。我々がある議題について論じ合う、といった時には、原則として話者 A、話者 B、「ある議題」C という三つの独立した要素が最低限必要であると考えられる。そして議論というものが、ある議題 C について A、B 両者が論じ合うことである、ということであれば、AB 両者の直接の関係が問題なのではなく、話者 A と話者 B のそれぞれと議題 C との関係があらかじめ存在して、A と B は常に議題 C を介して意志の疎通をする、ということである。すなわち、A と C、B と C との関係は、A と B との関係に先行する。議題 C について何らかの合意を形成するためには、A と B の媒介項である C は、原則として同一のものでなければならない。そうでなければ、議論はちぐはぐなものになってしまう。しかし実際問題として A、B 双方の C に関しての理解には、「ずれ」が生じる。議論をうまくもってゆくためには、この「ずれ」を最小限に抑える必要がある。すなわち議題 C についての A、B 相互に認めあえる相互了解の形成が必要である。もし AB 相互の了解形成が難しい場合には、第三者 D あるいは、AB 両者が認める規範 D' が AB 両者の C についての共通理解のガイドラインを呈示する役割をし、それに則って AB 両者は C についての合意をうる。本来「議論」とは、こうした手続きを繰り返しながら行われるコンセンサス形成の手続きであると考えられる。

さてこうした議論のモデルから考えた場合、日本における「議論」はどういった「ずれ」をもちうるであろうか。本音や建前を前提とする我々の「議論」における第一の問題は、なによりもまず、AB に共通の議題 C の客観的定立の難しさである。この困難度は、この C が感覚的日常的意識を離れれば離れるほど、すなわち言語化に関わる度合いが高いほど増大する。そもそも議論は、議論参加者相互間の意見対立の調整を経て、なんらかの合意や決定をめざすが、その唯一の手段は、言語である。言語は世界認識

のシステムであるが、この言語システムが精密であればあるほど、世界認識の厳密さは当然のことながら増す。議論に関していえば、精密な言語システムは、AB間での議題Cの明確な共通理解を可能にしうる。

しかし、我々をめぐる一般的言語状況において、精密な言語システムは想定されてはいないように見える。「精密な言語システム」とは、世界を客観的な存在として把握し、それを概念によって一分の隙もないようにカテゴリーに分類、階層化し、概念化＝言語化と現実とを連続的に見る¹⁵⁾という前提に基づく。そうしたシステムが日本において成立しえなかった原因は、直接的表面的には、すでに触れたように、我々の社会が、我々の文化的歴史的發展から断絶した、文化的に異質な社会的政治的理念の言語的体系に基づいて政治的に制度化されたことに起因する、とりわけ翻訳言語に対する文化的日常的違和感に発するものである。そしてより根源的な原因としては、これもすでに触れたところの日本人に特有の世界認識の方法である。すなわち、人間理性のコントロールを超えたものとしての自然＝最終的には言語的認識の及ばない世界、という前提である。こうした世界観はまた、あらゆる存在を空として捉える、仏教的な無常観によっても強められている。すなわち、ここにおいては、具体的存在物のみでなく、抽象的存在である概念一般の存在すら、曖昧にされてしまうからである。こうして、対話者AB双方にとって、客観化された存在でなければならない議題Cは、厳密さを嫌う言語空間において、共通理解を獲得しえないことになる。それは、まずもって、Cをめぐる、AB共通の定義が成立し難いということであり、最終的にはAB両者の合意がなかなか達成されえないということである。

対話者ABが議題Cを、第三者Dあるいは共通規範D'を手掛りとして精密化、あるいは客観化一般化する状況を「議論の公共化」、と呼ぶことにすれば、我々の「議論」においてはこうした「議論の公共化」は存在しえない、あるいはその存在は一般的には極めて難しいといわざるをえない。(言語の厳密な体系化が存在しないところでは、このDあるいはD'と

¹⁵⁾ 家永三郎、「日本思想史に於ける否定の論理の発達」、17-19ページ参照、1969年(第2刷)[初版1940年]。

いう要素も、あくまで言語を唯一の手段とする議論においては、Cを概念的に精密化する手段とはなりえない)。すなわち、我々の言語的状况において、「一般的」モデルに基づく議論は極めて困難であることになる。

それにもかかわらず、我々は普段「議論」をし、議論を前提とした政治システムはまがりなりにも機能しているようにみえる。これはなぜであろうか。

私はこの原因を、日本における「議論」が、とりわけ、建前論の立場から、本来は「議論の公共化」が存在しないにもかかわらず、その虚構を前提し、その上に成立しているためである、と考える。そして我々が時として感じる建前論の中の空虚さ（言葉の形式上の意味に対する、現実の場面での無意味さ）は、我々がある場面において、議論が前提している「精密な言語の体系化」が単なる虚構であるにすぎないことを思い出すからである。我々の用いるとりわけ欧米的価値体系から生じた「概念」は、様々な文化コンテクストから合成された、統一のない、名前の混沌であり、またそうした体系化の曖昧さにおいては、状況は日常語においてもそれほどの変わりはない。我々が普段用いる言葉に、ある事象を言語の体系のなかで正確に差異化するための厳密な体系化はそもそも必要とされていないのである。我々の日常語においては、普遍化されたカテゴリーを表す「概念」（Begriff）よりは、漠然と連絡している、一回性をうまく表現しうる言葉、情緒を表しうる言葉、あるいはオノマトペなどの表現の総体が重要な意味をもつ。

それにもかかわらず、建前論においては、議論の公共化が虚構の中で演じられる。こうした虚構は、しかし「議論」としての建前論が成立するための必須要件なのである。そしてこのことはまた、我々のいる制度化された社会が成立するための前提条件なのである。

本音論は、こうした擬制の「議論の公共化」にたつ議論＝建前論の前提を、あからさまに擬制であると指摘することで、無意味化し、話者A－議題C－話者Bという、議題Cによってのみ媒介されたABの間接的＝公的關係を、Cの存在をアポリアとして無視することにより、A－Bという対話者間の直接的で「個人的」なレベルの關係に変質させ、最終的に議題

Cの客観性を空洞化してしまう行為である。この結果、議題Cについての決定あるいは合意は、公の場における規範を通してでなく、A、Bとの個人的で一回的な合意に基づいてのみ、決定されうることになる。「根回し」や「談合」はこうした意味でまさに空洞化された建前論なのである。こうした際の合意の基準は、社会的規範を欠く、状況に大きく依存した、情緒的なものとなることが多い。

〈日本の「議論」の特殊な構成要素〉

上述の、世界の概念的体系化の虚構に成り立ち、しかも最終的には多く、一回的個人的関係の場へと還元されてしまう日本の「議論」は、その内部に幾つかなの特長をもつ。

第一に、世界の一部であり、第三者である議題が客観的に対象化されることが難しいために、議論の参加者によっての議題自体のもつ問題性の直接的な解決というものは、多くの場合困難となり、放棄される。そして当の問題が公共の場を通して直接解決されるかわりに、逆にまず、議論の参加者間の利害関係の及ぶ範囲内での利害調整が行なわれ、この共通の利害関係を損なわない範囲において、問題解決の枠が決められ、それが解決案としてみなされるのである。この解決の枠は、なお幾つかなの選択肢をもち、解釈には幾つかなの可能性を含むのが普通である。こうした合意形成の過程は、議論参加者双方が立場の相違、それに基づく意見対立を前提しながら、ある議題を一般化し、あるいは下位概念に分類し、他の問題と連関させながら、その議題の問題性を分析的に明確化し、あくまでその議題の客観性に固執する、という過程と異質なものである。

ところで、日本の「議論」において、議論参加者間で私的な利害関係の調整が行われるとき、もし一般的な社会規範がそこに関与しえない場合、なにを基準に調整がなされるのであろうか。実はここにおいては、両者の権力関係が容易にその尺度となる。もし両者間に予め権力の優劣が決定されていない場合には、年齢や社会的位置といった外的条件やその場の状況に基づいて両者間に格付け線引が行なわれ、権力関係が決定される。こうした私的な意味での権力関係の確定は、このような議論の中においては、

上下関係を明確にすることによって、かえって個人的な連帯感を生み、「場の雰囲気」をもつくりだすものともなる。それは外的には、例えば、言葉遣いの丁寧度によって表される。こうして決定された権力関係は、永続性をもつ。「議論」は、そのもつ直接的な問題性の客観的解決に努力が払われるよりも、この一度確認された関係をいかに維持し続けるか、こうした個人的な連帯感をどう高めていくか、に還元されるのである。この結果、もし議論参加者の双方に、耐え得る最低限以上の関係が成立するならば、両者間での意志決定は、なるべく対立を避け、合意に近づくようになされる。

しかしながらもし対立者それぞれが権力の序列化を拒み、両者間に階層化が成立しなければ、意志決定は極めて難しいものとなる。これはとりわけ、建前論を意識した場面では、多く見られる現象である。次の引用文を考えてみよう。

「少なくとも他人の考え方を改めさせるなどということは……できることではない。論争において常に大切なものは、本人たちにとっては論理ではなく体面であり、世間から見ると、見せ物としての性格である……（伊藤 整）」¹⁰⁾

ここにいわれている「論争」とは、面と向かって行なわれる議論ではなく、紙面を通しての議論である、いわゆる文学論争のことと思われるが、ここに上で見てきたような幾つかの問題が、明瞭に表現されている。

「論争」は、二人以上の論者の中で、あるテーマに関しての意見対立に基づいて、議論によって双方が自らの意見の正当性を証明しようとするプロセスであり、その決着は、多く第三者によって着けられる場合が多い、と定義づけておこう。さて、ここで我々がすでに考えたモデルとも比較しながら、なぜここで合意が成立しないのか、考えてみたい。

第一に、ここでは、論じられているのは、あるなんらかの議題そのものの問題性、あるいはその解決に向けての合意への努力ではなくて、「他人の考えを改めさせる」という言葉に表されるように、対話者である相手そのも

(10) 中根千枝、「タテ社会の人間関係」、178-179ページ、1969年（第7刷）、講談社。

のである。しかも、相手の意見との接点を見出す、という努力ではなく、「改めさせる」という、力関係にものをいわせる一方的な主張に基づいている。そして意見の優劣の基準となるはずの第三者、ここでいわれる、「世間」は、議題の正当な論拠づけを吟味する機関ではなく、論争者双方の「体面」を「見せ物」としてながめているにすぎない「野次馬」なのである。こうした場で、「論理」的な合意というものは、あり得ないであろう。それゆえ、「一切の論争で、落ちつく所に落ちついたりすることは、けっしてない。論争というのは、初めも終わりも、交わらぬ平行線である(荒 正人)」⁽¹⁷⁾ということになる。

もし、こういう公を意識した場面でなんらかの合意が成立するとするならば、両者の「体面」が保たれた場合のみであろう。それには幾つかの可能性が考えられるが、例えば、議題の存在、つまり問題そのものが抹殺される場合である。あるいは、対立し合う問題の核心部分に触れずに、その周辺部分に共通点をつくりあげ、核心部分の差異について意見を言わず、周辺部分における共通性を強調することによっても可能である。無論その際には、世間に向けて、対話者相互の力関係がある合意に達していなければならない。さもなければ、単に議論にかこつけての議論者相互間の個人的中傷合戦になる。その場合、一方の論者によって出された議題についての批判は、他方の論者によって無視されるか問題点をかわされ、この論者がまた別の点を批判するといった繰り返しになりがちで、その意図は明白である。

日本における議論をめぐっての極めて深刻な問題は、世論の形成に様々な影響を及ぼす、いわゆる「知識人」の間におけるこうした「議論」の在り方であろう。このような問題は、とりわけ対立するグループ間の距離が広がるほど深刻となる。極端に対立したグループ間においては、日本における「議論」の前提となる、論争相手と、その相手である自分との私的な意味での心理的序列化がされにくく（双方の側から認知された中心人物が直接問題解決に乗り出す、といった場合を除いて）、「場の雰囲気」なり、

(17) 中根千枝、「タテ社会の人間関係」、178-179ページ、1969年（第7刷）、講談社。

心情的連帯感が生まれにくい。このようなグループ間における「議論」は、合意を目指すための「腹を割った」本音の対話ではなく、「議論」という建前論のもとに行われる本音論にならざるをえない。ここには共通理解のための言語的心理的手段は、準備されてはいないのである。中心となるのは、直接は表に現われないにしろ、こうした場合あからさまな権力関係の確執である。ここで双方は自分達のよってたつ価値観を成立させる規範的原理に言及されることをタブーと考える。相手がこちらの価値観について言及することは、あるいは、極めて重大な心理的「聖領域」への言語的すなわち理性的侵犯ということになり、言語を超えた原理である「本音論」への許し難い犯罪となる。双方にとって、相手はこちら側の規範をそのまま認めねばならない存在なのである。こうしたことは、両者間に議題以前に膠着状態を生じさせることになる。また用いられる言語が意識的無意識的にまったく異なった価値システムにおいて理解されることもありうる。こうした場合には心理的膠着状態に加えて、個々の概念理解の相違が問題をさらに複雑化することになる。

しかしながら我々の現在の日本を成り立たせている価値観はすでに触れたように、実際には、錯綜したもの、それはちょうど我々の政治制度が、神話の上のみ成り立つ天皇と、そうした政治的神話の否定のうえにのみ成り立ちうる民主主義のアマルガムであるように、矛盾を孕んだものである。とりわけ、近代における異文化からの思想の輸入は夥しい。こうして受容された思想が、体系化されず、相互連関なく併存している状況にあって、意志疎通の困難さの問題は深刻化している。こうして個々のグループ間の意志疎通が難しくなり、共通言語が失われるほど、合理的判断は足場を失い、「本音論」による公的決定、すなわち意志決定の際の、本来公にされてはならない私的領域の公の領域への侵入、そしてその公準化が公然と行なわれることになる。

こうした種類の決定は、次のような本音論（建前論を含んだ）に特長的な「議論」の構成要素により、矛盾を表面化させずに行われる。

まず、[西洋的]論理法則の無効化である。例えば、排中律（ある命題Aは正しいか正しくないかのどちらかである）。本音論においてAは、原則的

に「正しくもあり、正しくもない」、というのは、むしろ普通の在り方である¹⁸。また、同じ意味で、矛盾律（命題 A と非 A が同時に成り立つことはない）も意味を失う。こうした「議論」においては、一貫性は概念にでなく、話しの「場」におかれるため、同一律（AはAである）も、保証されることは難しい。我々にとってこうした論理法則の超越は、「色即是空、空即是色」といった仏教的トポスにおいて馴染みのものである。

さらに、問題点の「明確化」は、避けられる。これは上の第一点と連関する。明確化は、対立する両者の認識の差別化を助長することで、円満をむねとする「場」の形成にとってマイナスの働きをしがちであり、物事を「あからさまにする」こととして、むしろ余計なことなのである。重要なのは、「曖昧さ」であり、すべてを言ってしまわずに、余韻を残し、判断の幅を残す事なのである。

第三にこれも第一点と関係するが、「一貫性」は本音論を妨げるものとなる。ある原則はその場に応じて適用され、その主体である話者同様、融通無碍が理想とされる。この背後には、何事にも捉われない大人というイメージが存在するようである。一貫性の普遍的な適応は、偏狭固陋という人格への疑惑にも繋がるものとなる。

こうして、明晰で一貫性をもつ「論理」という言葉は、個人的評価そのものではなく、現実の本音論の場面においては、その度合いにも関係するが、人格的な過小評価に連なる、否定的なコンnotationを隠し持っているということになる。

第四として、自分の主張にさいして、その根拠が述べられないことが多い、ということが挙げられよう。主張は、テーマの漠然とした枠内にあると認められればよいのであって、相手の主張に厳密に連関づけられる必要はないことが多い。対話者のそれぞれが主張を並べ合うこともある。これは説得力というものが、日本の話し合いにおいては、対話相手が明らかにしようとする論理的必然性によって発生するのではなくて、違う原理から生まれることに基づいていよう。すなわち、すでに力関係がはっきりして

(18) 川島武宜、「タテ社会の人間関係」、1969年(第7刷)、講談社。90ページ以降参照。

いれば、すでにどの主張、意見が正しいかは、論ずるまでもない。問題は、いかに自らの意見を既存の権威を援用しつつ正当化してゆくか、ということなのである。

第五としては、ある言語による表明と、その実現化というものの厳密な対応関係があまり期待されていないということである。「嘘も方便」というように、差し迫ったことを解決するためには、言語による保証は、あくまで仮のものでしかない。それはすでに繰り返しふれたように、我々は、我々の現実に厳密に対応する言語体系を持たない、あるいは必要としないからである。

<結語>

さて最後に、これまで論じてきた日本における一般的な場面での「議論」の存在の意味を考えてみたい。

我々は何故議論するのであろうか。我々は、ある議題の下に仮定される問題の普遍的客観性を前提として、分析的論理的吟味を経て、どの議論参加者にも等距離にある、新しい地点での一般的解決をめざすわけではない。

我々にとって問題となるのは、議論参加者を通して議題を解決することではなくて、議題のもとに議論参加者間の関係を調整、解決することなのである。

ここにおいて現われてくるのは、個人のもつ動かしがたい視点、あるいはそのもつ意見の重要性に基づく意見の調整なのではなくて、問題に関わり、問題を作り出している原因である人間関係の構図を、問題が解消あるいは目立たなくなるように変更し、あるいは調整してゆく、ということなのである。こうした解決は心理的なレベルにおいて行われるが、対話者間において、一方で権力の行使、他方で抑圧というものをも産みださうる。そして、時とともに両者の権力バランスが変化すれば、また同じ問題が生じうる。こうして、問題解決は永遠の権力闘争と抱き合せになりうる要素も孕む。しかし問題解決というものが、相手の人格そのものの変更を含み得るのであってみれば、我々にとって問題自体の解決はすべて決して達成されないアポリアなのである。

さらにまた、主張の根拠の優劣が、その根拠それ自体によってではなく、予め設定された権力の枠内において決定されるため、それぞれの根拠にたとえ相手の優越した権力機構を脅かす力があるとしても、予め無力化され、設定されている権力構造の枠内に収まるものとみなされてしまうのである。こうして、「対話」を基本とする「議論」は、権力の相対化をめざすことにならずに、個人的であれ、社会的であれ、既成の権力体制の維持へと向かう体制の一機構となっているのである。

